

## 外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金 よくあるご質問と答え（FAQ）

（補助対象者・補助対象施設）

- Q 1. 飲食店を営んでいますが、資本金と従業員の両方の基準を満たす必要がありますか。
- A 1. 資本金（5,000万円以下）もしくは従業員（50人以下）の基準のどちらかを満たせば結構です。
- Q 2. 飲食店の従業員数に、パートタイム労働者やアルバイトは含みますか。
- A 2. 中小企業の従業員基準の考え方は、「解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。
- Q 3. 一般に「チェーン店」と呼ばれ、同一の称号・商標を用いて多店舗展開している店舗のうち、直営店ではなくフランチャイズ形式で展開している店舗（加盟店）を営んでいる中小企業者は、補助金の交付対象となりますか。
- A 3. 本補助金の要件に当てはまれば、交付対象となります。
- Q 4. テナント入居していますが、補助金の交付対象となりますか。
- A 4. 建物所有者の承諾が得られれば、交付対象となります。
- Q 5. 新規創業又は新規開店の場合にも補助金の交付対象となりますか。
- A 5. （1）新規創業の場合：補助金交付申請までに商業・法人登記をし、都内で開業する場合は交付対象となります。財務諸表の代わりに創業計画書を提出してください。  
（2）新規開店の場合：本補助金の要件に当てはまれば、交付対象となります。  
なお、分煙に係る費用と、店舗の開店に係る設備・内装工事等は明確に区分できるようにしてください。営業許可書は取得後に写しを提出してください。
- Q 6. 個人が経営している場合も、この補助金の交付対象となりますか。
- A 6. 補助要件に該当する施設を営営する個人事業主で、募集要項「2 補助対象者」に記載する条件に当てはまれば、交付対象となります。
- Q 7. 現在、分煙を実施していますが、禁煙席にたばこの煙が漏れてきます。改善したいのですが、補助金の交付対象になりますか。
- A 7. 改修によって本補助金の要件を満たす計画となっている場合は、交付対象となります。
- Q 8. 漫画喫茶やインターネットカフェは補助金の交付対象となりますか。
- A 8. 飲食店営業や喫茶店営業許可書を取っていても、それぞれ漫画の閲覧、インターネットの利用を行うことが主たる事業となるため、対象となりません。

Q 9. 東京都内に複数の支店がありますが、補助対象となるのは1店だけですか。

A 9. 補助要件を満たしていれば、支店ごとに申請が可能です。

(申請手続)

Q10. 補助金申請の期限はありますか。

A10. 期限は設けておりませんが、予算の執行が年度単位となることから、交付決定後、工事を完了し、かつ、2月末までに東京都による測定・検査を受けることが条件となります。補助金の請求は、3月末までに行ってください。なお、交付申請書受理から交付決定に約3週間、実績報告書受理から額の確定に約2～3週間かかります。交付決定がなされてからの工事開始となりますので、申請は時期に余裕をお持ちください。

(補助対象経費)

Q11. 分煙の機器をリース（レンタル）契約で設置する場合は、補助金の交付対象となりますか。

A11. リース（レンタル）に関する費用は、対象となりません。

Q12. 空気清浄機のみを設置又は増設する場合は、補助金の交付対象となりますか。

A12. 空気清浄機の設置のみでは、たばこ煙のすべての成分を除去することができないため、補助の対象となりません。ただし、屋外排気設備と併用することにより、補助要件を満たすと認められる場合は、補助金の対象となります。

なお、空気清浄機を設置する場合も、当然のことながら、募集要項3・4ページに記載する①喫煙室の設置、②エリア分煙、③フロア分煙の補助要件を満たす必要があります。

Q13. 他の工事と併せて分煙工事を実施する場合、その共通経費は補助金の交付対象となりますか。

A13. 喫煙室等の設置等の分煙工事（補助対象事業）とその他の工事の経費を明確に区分した上で、分煙に係る経費のみが対象となります。

Q14. 分煙工事に伴い、温度・湿度の調整を行うための空調設備（エアコン）を設置する場合、その費用は補助金の交付対象となりますか。

A14. 喫煙区域と禁煙区域を区切ることにより、既存の空調設備の効果が新たにエアコンを設置しようとする区域に及ばなくなる場合など、空調設備の必要性が認められる場合に限り、対象となります。

Q15. エリア分煙の場合、エアカーテンのみの間仕切りでも構いませんか。

A15. 喫煙区域と禁煙区域の仕切りには、ガラス等の壁、垂壁、袖壁、腰壁、ロールカーテン等を設置し、エアカーテンは常時開放する出入口に設置するなど、あくまで補助設備としてご活用ください。

(補助要件)

Q16. エリア分煙とフロア分煙の補助要件に「たばこの煙を屋外に排出することができること」との記載がありますが、新たに排気設備を設ける必要がありますか。

A16. 既存の排気設備が喫煙区域内にあり、十分な換気能力があれば、新たに排気設備を設ける必要はありません。ただし、「喫煙区域の粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、または必要換気量が $70.3 \times \text{席数}\text{m}^3/\text{h}$ 以上」を満たすことができない場合は、既存の排気設備を増強するか、新たな排気設備を設けることが必要となります。

Q17. フロア分煙の補助要件に「喫煙することができる階を禁煙階より上に設けること。これが難しい場合は、喫煙階に通ずる昇降口に扉を設けること等により、たばこの煙が禁煙階に流れないように工夫すること」との記載がありますが、具体的に教えてください。

A17. たばこの煙は熱せられることにより上昇する性質があるため、喫煙することができる階を禁煙階より上に設けることが理想です。しかしそれが困難な場合は、扉やエアカーテン等を使用することでたばこの煙が禁煙階に流れないように工夫することが必要となります。

Q18. エリア分煙とフロア分煙で、喫煙区域における「必要換気量が $70.3 \times \text{席数}\text{m}^3/\text{h}$ 以上」の換気措置で申請した場合、工事完了後に換気設備の処理風速を測定しますか。

A18. 工事完了後に換気設備の処理風速を実測します。この際に、設計条件等によって換気装置の理論上の処理風量を下回り、要件に合致しないことがないように、必要換気量に対し余裕を持たせるよう努めてください。

Q19. エリア分煙とフロア分煙で、喫煙区域における「必要換気量が $70.3 \times \text{席数}\text{m}^3/\text{h}$ 以上」であることを、具体的にどのような手法で確認しますか。

A19. 禁煙区域から喫煙区域への出入口の開口部における風速を測定し、「換気量 ( $\text{m}^3/\text{時間}$ ) = 開口部の断面積 ( $\text{m}^2$ )  $\times$  風速の実測値 ( $\text{m}/\text{秒}$ )  $\times$  3,600 (秒/時間)」で算出した換気量が、要件である $70.3 \times n$ 席 ( $\text{m}^3/\text{時間}$ ) 以上であることを確認します。

Q20. エリア分煙とフロア分煙で、喫煙区域の「粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下」となるよう申請した場合、完了検査の実測では、全ての測定点の実測値を基に算出した空間全体の平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下となればよいですか。

A20. 空間全体の平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下となることが必要です。測定点は換気措置等を講じる区域の広さに応じ、3～5mの等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とします。

(参考) 粉じん濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を満たすための時間当たりの必要換気量

$$\text{必要排気風量 } (\text{m}^3/\text{h}) = \frac{10\text{mg}/\text{本} \times (\text{平均喫煙本数}) (\text{本}/\text{h})}{0.15\text{mg}/\text{m}^3}$$